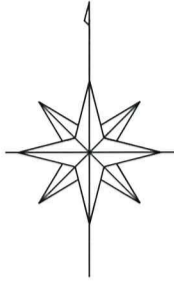
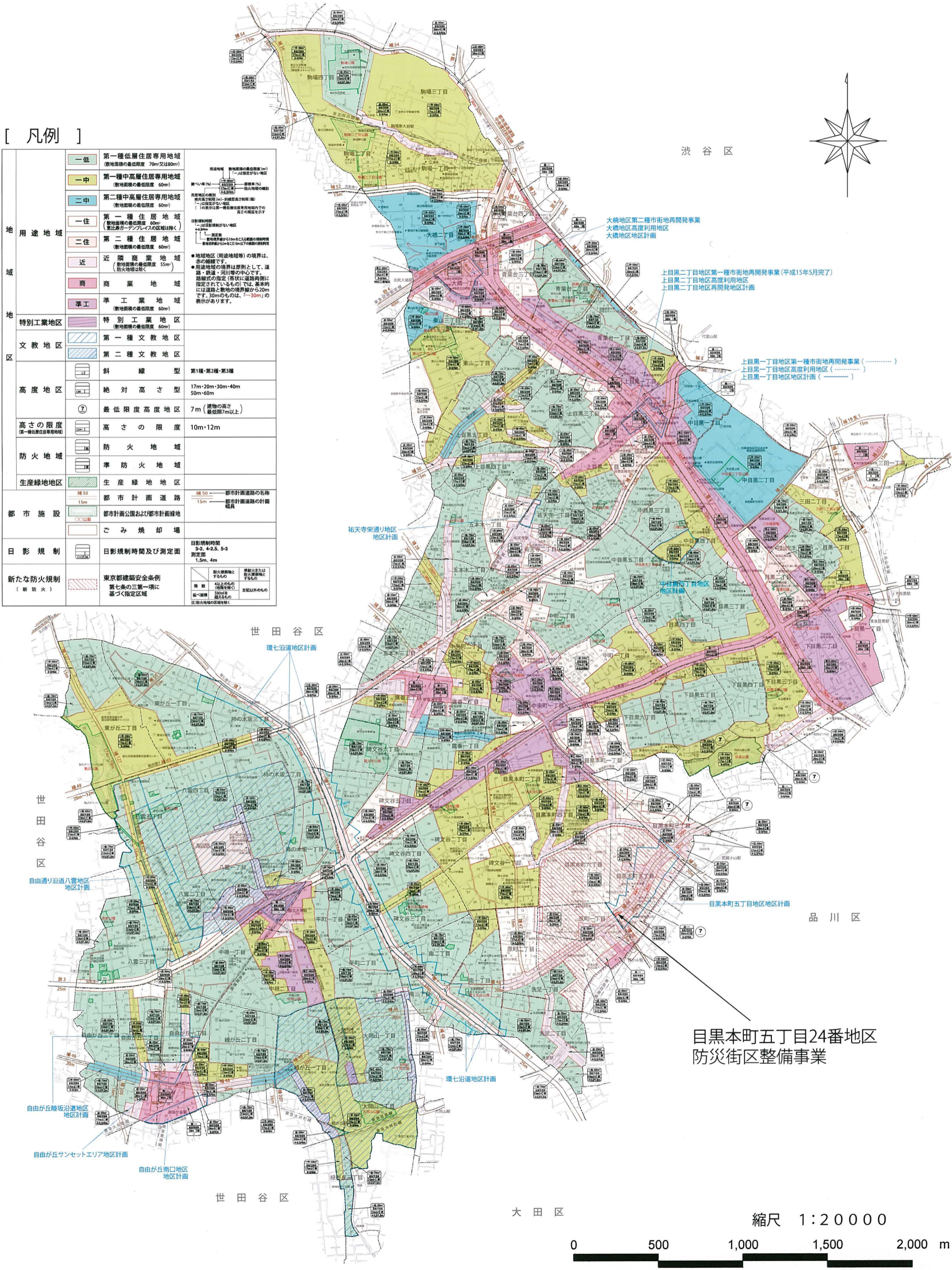


[凡例]

地 域	一低	第一種低層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 70㎡又は80㎡)	<p>用途地域 敷地面積の最低限度(㎡) 1) 14階以上の地区 2) 1階以上の地区 3) 1階以上の地区 4) 1階以上の地区 5) 1階以上の地区 6) 1階以上の地区 7) 1階以上の地区 8) 1階以上の地区 9) 1階以上の地区 10) 1階以上の地区</p> <p>高さの制限 絶対高さ制限(㎡) 1) 14階以上の地区 2) 1階以上の地区 3) 1階以上の地区 4) 1階以上の地区 5) 1階以上の地区 6) 1階以上の地区 7) 1階以上の地区 8) 1階以上の地区 9) 1階以上の地区 10) 1階以上の地区</p> <p>日影規制時間 1) 1階以上の地区 2) 1階以上の地区 3) 1階以上の地区 4) 1階以上の地区 5) 1階以上の地区 6) 1階以上の地区 7) 1階以上の地区 8) 1階以上の地区 9) 1階以上の地区 10) 1階以上の地区</p> <p>●地区境界(用途地域等)の境界は、赤の線です。 ●用途地域の境界は原則として、道路・鉄道・河川等の中心です。路幅の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的に道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「-30m」の表示があります。</p>
	一中	第一種中高層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 60㎡)	
	二中	第二種中高層住居専用地域 (敷地面積の最低限度 60㎡)	
	一住	第一種住居地域 (敷地面積の最低限度 60㎡) (東比奈ガ-テンプレスの区域は除く)	
	二住	第二種住居地域 (敷地面積の最低限度 60㎡)	
	近	近隣商業地域 (敷地面積の最低限度 55㎡) 防火地域は除く	
	商	商業地域	
	準工	準工業地域 (敷地面積の最低限度 60㎡)	
	特別工業地区	特別工業地区 (敷地面積の最低限度 60㎡)	
	文教地区	第一種文教地区	
第二種文教地区			
高度地区	斜線型	第1種・第2種・第3種	
	絶対高さ型	17m・20m・30m・40m 50m・60m	
	最低限度高度地区	7m (建築物の高さ 最低限7m以上)	
高さの限度 (第一種住居専用地域)	高さの限度	10m・12m	
	防火地域	防火地域 準防火地域	
都市施設	生産緑地地区	生産緑地地区	
	都市計画道路	都市計画道路の名称 15m 都市計画道路の計画 幅員	
	都市計画公園および都市計画緑地	都市計画公園および都市計画緑地	
日影規制	ごみ焼却場		
	日影規制時間及び測定面	日影規制時間 3-2, 4-2.5, 5-3 測定面 1.5m, 4m	
新たな防火規制 (新防火)	東京建築安全条例 第七條の三第一項に 基づく指定区域	防火規制時間 3-2, 4-2.5, 5-3 測定面 1.5m, 4m	



渋谷区

世田谷区
環七沿道地区計画

世田谷区
自由通り沿道八雲地区
地区計画

世田谷区
自由が丘陸坂沿道地区
地区計画
自由が丘南口地区
地区計画
自由が丘南口地区
地区計画

品川区
目黒本町五丁目地区計画

大田区

目黒本町五丁目24番地区
防災街区整備事業

縮尺 1:20000

